

# 養父市農業委員会

## 第36回会議録

令和7年9月24日

養父市農業委員会

## 養父市農業委員会第36回会議録

1. 開催日時 令和7年9月24日（水曜日） 午後1時30分開会

2. 開催場所 養父公民館 他産業就業研修室

### 3 議 事

議案第117号 農用地利用集積等促進計画案に関する意見について

議案第118号 非農地証明交付申請の承認について

### 報告事項

報告① 農地の使用貸借の解約通知について

報告② 農地法第3条の規定による許可申請について

報告③ 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告④ 農地利用最適化推進委員審査委員会審査結果について

### 4. 出席農業委員（12名）

1番 谷垣重俊	3番 藤原健次	4番 坂本光	5番 前川章
6番 濱田房子	7番 珍坂聡	8番 圓山満	9番 山根達夫
10番 藤原義幸	11番 木下計介	12番 秋山博	13番 西谷英樹

### 5. 欠席農業委員（0名）

無し

### 6. 出席推進委員（8名）

15番 内田重雄	17番 荒木奈見	18番 谷村昭雄	19番 藤本浩一郎
22番 上垣美由紀	23番 宇佐見孝一	24番 井上勝雄	25番 米田渡

### 7. 欠席推進委員（2名）

14番 小林誠	20番 栗田匡晃
---------	----------

### 8. 事務局出席職員

局長 岸 敬悦	主幹 福垣 周作	主査 城戸 優臣	主事 西村 陽聖
---------	----------	----------	----------

事務局 : それでは、定刻を過ぎましたので、ただいまより第36回農業委員会総会を開会いたします。

開会に先立ちまして、会長より挨拶をお願いいたします。

山根会長 : 皆さん、こんにちは。本日も午前中より関係委員の方、現地確認、大変御苦労さんでした。

ここ1週間ぐらい前からですか、だんだん涼しくなって、過ごしやすい時期になってまいりました。ちょっと朝方ですけど肌寒いかなというのがあります。

そして、皆さん、稲刈りも終わっているところもありますし、まだまだこれからというところもまだまだあると思います。関宮のほうでは大体終わったんですけども、今年は去年に比べて少し多いなというところもありますし、また、山田なんかのところは水が途中なかったもので、収穫は今年は少なかったということも多々あります。関宮のほうばかりで申し訳ないんですけど、カメムシとか乳白米も思ったより少なかったと皆さん結構言っていました。だから、これからする方も、そういった心配もちょっとぐらい少なくなるじゃないかなと思っております。

そしてまた、我々の任期もあと、来月、一月となってまいりました。それでもまだ一月あるというふうに思ってもらって、本日も慎重審議、総会のほうをよろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

事務局 : それでは、初めに会議の成立について報告をいたします。本日出席、農業委員12名中全員出席でございます。養父市農業委員会会議規則第7条の規定により、過半数が出席することになっております。本日の総会は成立いたします。なお、農地利用最適化推進委員は8名の出席ですので、併せて報告をさせていただきます。

総会の議事進行につきましては、養父市農業委員会会議規則第5条に会長が総会の議長となり議事を整理すると規定されております。山根会長、お願いいたします。

議長 : それでは、始めさせてもらいます。

養父市農業委員会会議規則第16条の規定により、議事録署名農業委員を指名いたします。本日は、4番の坂本農業委員と5番の前川農業委員をお願いいたします。

それでは、議事に入ります。議案第117号、農用地利用集積等促進計画案に関する意見についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 : 1ページを御覧ください。議案第117号、農用地利用集積等促進計画案に対する意見についてです。公告は令和7年11月17日を予定しています。

1、設定に係る面積、筆数及び戸数につきましては、田が19,662平方メートル、16筆、畑が573平方メートル、1筆、合計20,235平方メートル、17筆です。設定をする戸数は10戸、設定を受ける戸数は10戸となっております。

次に、2番、設定の概要ですが、種類は使用貸借権です。内容別に見ますと、使用貸借権が17筆、20,235平方メートル、うち新規が17筆、20,235平方メートルとなっております。始期は公告日からで、契約年数は10年です。詳細については、次ページ以降に記載しております。農地中間管理事業を活用するもので、農地を貸し出す所有者と農地中間管理機構から借受け耕作する者を記載しております。貸借期間は全て令和18年3月31日までの10年間となっております。以上です。

議長： 事務局の説明が終わりました。  
この件について質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

議長： 質疑なしと認め、議案第117号を採決いたします。本案を原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

議長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。

続きまして、議案第118号、非農地証明交付の申請の承認についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局： 6ページを御覧ください。議案第118号、非農地証明交付申請の承認についてです。

1番、養父市大屋町和田の土地1筆で、面積が97平方メートルです。所有者は大阪府東淀川区の方で、非農地の事由としましては、明治元年頃から宅地化しており、現況の地目に合わせた地目変更をしたいとのことです。関連ページは8ページから12ページとなっております。

2番、養父市上野の土地4筆で、合計面積が1,376平方メートルです。所有者は上野の方で、非農地の事由としましては、30年以上前から墓地化、宅地化、雑種地化、山林化しており、現況の地目に合わせた地目変更をしたいとのことです。関連ページは13ページから23ページとなっております。

3番、養父市八鹿町下小田の土地1筆で、面積が439平方メートルです。所

有者は下小田の方で、非農地の事由としましては、昭和50年頃から山林化しており、現況の地目に合わせた地目変更をしたいとのことです。関連ページは24ページから28ページとなっております。

4番、養父市八鹿町下小田の土地1筆で、面積が396平方メートルです。所有者は広島県広島市の方で、非農地の事由としましては、昭和50年頃から山林化しており、現況の地目に合わせた地目変更をしたいとのことです。関連ページは29ページから33ページとなっております。

5番、養父市八鹿町下小田の土地2筆で、合計面積が2,408平方メートルです。所有者は姫路市の方で、非農地の事由としましては、平成2年頃から山林化しており、現況の地目に合わせた地目変更をしたいとのことです。関連ページは34ページから40ページとなっております。以上です。

議長： 事務局の説明が終わりました。

番号1番の大屋町和田の件について、担当農業委員より説明を求めます。

4番、坂本農業委員。

坂本委員： 4番、坂本です。8ページの航空写真を御覧ください。北側、上が大屋、八鹿方面に行きます。それから、下側のほうが明延、それから、富士野峠を越えて宍粟市のほうに行くようになっています。その途中、和田バス停から西向きに七、八百メートル入ったところに場所がございます。地形としたら、9ページの航空写真を見てください。赤い枠で囲ったところが申請地でございます。

続きまして、10ページの字限図を見てください。字限図では、真ん中の赤い枠に納まったところ372番の2になります。

11ページの写真を御覧ください。申請地は、この建物の左側の赤い囲いがしたところは田んぼだということで申請が上がりました。もともと、この説明の中に明治元年となっておりますが、ぱっと見た感じは、明治元年よりもっと新しいような感じに見えますが、相当何回も何回も修繕をしたり、改修したりしておられるようなところでございます。この左側の申請地なんです、牛舎みたいな感じでございます。建てられたのも同じような時期に建てられたんじゃないかなというように思われます。今から田に変えることは不可能な状況にもなっております。非農地で妥当だというように思いますので、御承認のほどよろしくお願ひします。

議長： 続いて、現地調査委員の説明を求めます。

13番、西谷農業委員。

西谷委員： 13番、西谷です。この現況写真を見ていただいて、最初僕は、この建物の前だけかなとちらっと思ったんですが、実はこの建物の奥までずっと、10ページ

の字限図のように奥のほうまでのことです。それで、先ほど坂本委員が言われたとおりですし、始末書にも書いてありますとおり、非常に前からもう建物が建っておったということで、もうこの建物自体が老朽化して潰れそうな、裏のほうはちょっと潰れそうにもなっていました。そういうことで、今さらどうこうということは言えないと思います。非農地として申請されるのは妥当だと思います。

議長： 説明が終わりました。  
この件について質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

議長： 質疑なしと認め、議案第118号の1番を採決いたします。本案を原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

議長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。

続きまして、番号2番の上野の件について、担当農業委員より説明を求めます。

8番、圓山農業委員。

圓山委員： 8番、圓山です。よろしく申し上げます。今朝、9時5分より現地調査員の皆さん、大変御苦労さまでした。

13ページを御覧ください。13ページ、国道9号線のはざまじ峠になります。丸印で囲まれたところ3箇所、真ん中の1493、1551-2は、2つ近くにありますが1つの丸の中に入っております。

そして、現況を見ていただくのは、21ページの写真を御覧ください。1361番地に関しましては、もう完全に墓ということ、もうこのような状態です。1493番地と22ページの1551番は、背中合わせという近い状態にあるところなんですが、1493に関しましては物置ですか、ちょっと用途はよく分かりませんが、もう古い建物が建っております。22ページの1551番のほうは、国道に面した歩道沿いの自宅との間のコンクリートで打設された駐車場というふうな感じがあります。唯一、これは農地かどうかで期待を持ったのは128番なんですが、ここも完全に山林と化しておまして、わだちが、タイヤの跡が見えるんですけど、これから先に行くとUターンできないところなんです。ちょうど今朝見たのもこの辺りから確認させていただきました。非農地で妥当で

はないかなと思いますが、審議のほうをよろしくお願いします。

議長： 続いて、現地調査員の説明を求めます。

11番、木下農業委員。

木下委員： 失礼します。今朝、現地調査に回ってまいりました。先ほど御説明がありましたように、当地の農業委員さんからも説明がありました。この3筆のうちの2筆は、21ページのところを見ていただいたとおり、もう建物が建ち、そしてまた墓地ということで、もうどうしようもないというか、もう農地というのは全く関係ないような現状であります。唯一、先ほども言われましたんですけれども、22ページの128番の池ヶ谷の土地なんですけれども、これも唯一、変更というんですか、申請が変えられないかなと思って見ましたけれども、とてもじゃないですけど、山林化しておりました耕地というようなそんなような状態ではありません。雑種地というか、木も生えておりますし、とても復元できるような状況ではありませんので、先ほど圓山農業委員が報告されたように、この結果が妥当ではないかと思っておりますので、皆さんの御審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議長： 続いて、担当推進員の説明を求めます。

18番、谷村推進委員。

谷村推進委員： 谷村です。ちょっと今日、朝、足並みそろえて皆さんと一緒に見に行くことができなかつたんですが、個人的に確認させていただきまして、今、説明があつたとおりです。よろしくお願いします。

議長： 説明が終わりました。

この件について質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

議長： 質疑なしと認め、議案第118号の2番を採決いたします。本案を原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

議長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。

続きまして、番号3番、4番、5番の八鹿町下小田の件について、同じ場所

で同じ理由でよるものですから、一括提案してよろしいでしょうか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

それでは、番号3番、4番の件について、担当農業委員より説明を求めます。  
11番、木下農業委員。

木下委員： 失礼いたします。資料ページにつきましては、24ページからになります。先ほど御説明がありましたように、3筆、ここには申請場所があるんですけれども、この3筆は、実は今回治山ダムを建設するという事で、この集落にとりましては長年の願望でありまして、現場を見ていただいた方は分かると思うんですけれども、もしそこがずれるようなことがありますと、大変下にあります集落の建物自体も大変大きな損害が生まれるということで、ぜひとも集落の方々は、ここに治山ダムを造りたいんだという昔からの願望があったみたいで、やっとその願望がかなうかなというふうなお話が出たということで、ここには関係ないんですけど、先々そういう計画のための変更ということなので、少し頭の中に入れておいていただけたら大変ありがたいと思います。その現場なんですけれども、写真的には27ページと、それから、3件飛んでいますのでちょっとページが飛びますけれども、27ページ、32ページ、それから、38、39ということを見ていただいたら結構なんですけれども、この3筆は、今現在はここで写真で見ると、大変草も生えてなくてきれいなところなんですけれども、今現状見ていただいたところではもう下木は生え放題です。とてもじゃないですけど、このような形ではなくもう山林化しておりまして、とても耕地に戻るようなこともございません。その辺のこともありまして、その場で本当は1筆ずつ見て回ればよかったんですけれども、大変足元も悪いし、木もたくさん生えているし、とても人が歩けるような場所ではないので、ちょっと離れたところから3筆を見ていただいて、農業委員の方には確認をしていただきました。そういうようなこともありますので、皆さんの御意見をいただき、何とかこの事業に前向きに取り組めるような決断をお願いしたいと思ひまして、提案いたします。どうぞよろしくお願ひいたします。

議長： 続いて、現地調査委員の説明を求めます。  
12番、秋山農業委員。

秋山委員： 12番、秋山です。よろしくお願ひいたします。午前中に現地のほうを確認させていただきました。担当委員の方が詳しく説明をされましたので、改めて申し上げることはないんですけれども、見ていただきました写真のとおり、雑木やそれから雑草が繁茂している状態です。利便性も非常に、山の上のほうに上がらなあかんということで、非常に利便性も悪く、特に獣害も何かあるようでもあります。そういうことで、農地としての活用は今後は予定はさせておりませ

ん。現況地目への変更は妥当かと思いますので、御審議よろしくお願ひいたします。

議長： 説明が終わりました。  
この件について質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

議長： 質疑なしと認め、議案第118号の3番、4番、5番を採決いたします。本案を原案どおり決することに賛成農業委員の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

議長： ありがとうございます。挙手全員と認め、本案は原案どおり決定いたしました。

続きまして、報告事項に入ります。報告①、農地の使用貸借の解約通知について、事務局より説明を求めます。

事務局： 41ページを御覧ください。1番、養父市尾崎の土地1筆、面積は850平方メートルです。貸し人は養父市関宮の方、借り人は養父市三宅の方です。合意解約年月日は令和7年8月22日、土地の引渡しも同日です。合意解約によるもので、今後は別の耕作者が耕作されます。

2番、大屋町笠谷の土地1筆で、面積は1,040平方メートルです。貸し人は大屋町大杉の方、借り人は大屋町笠谷の株式会社です。合意解約年月日は令和7年6月9日、土地の引渡しも同日です。合意解約によるもので、今後は農地中間管理事業を活用します。

3番、大屋町加保の土地1筆、面積が754平方メートルです。貸し人は大屋町大杉の方、借り人は大屋町笠谷の株式会社です。合意解約年月日は令和7年6月13日、土地の引渡しも同日です。今後は農地中間管理事業を活用します。

4番、大屋町糸原の土地1筆で、面積が1,034平方メートルです。貸し人は大屋町糸原の方、借り人は大屋町笠谷の株式会社です。合意解約年月日は令和7年9月30日、土地の引渡しは同日です。今後は農地中間管理事業を活用します。

5番、養父市建屋の土地1で、面積が2,077平方メートルです。貸し人は大阪府摂津市の方、借り人は養父市建屋の方です。合意解約年月日は令和7年9月30日、土地の引渡しも同日です。今後は農地中間管理事業を活用します。以上です。

議長： 事務局の説明が終わりました。  
この件について質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

議長： 質疑なしと認め、この件の報告は終わります。  
続きまして、報告②「農地法第3条の規定による許可申請について」事務局より説明を求めます。

事務局： 報告②、農地法第3条の規定による許可申請についてです。

1番、八鹿町浅間の土地1筆、面積が1,285平方メートルです。譲受人は神戸市の方、譲渡人は川西市、尼崎市、宝塚市、神戸市の方です。所有権を売買によって移転される予定です。申請日が8月12日、許可日が9月4日となっています。この譲受人は、今後この申請地近くの空き家に移住予定です。

2番、外野の土地7筆、合計面積が2,107平方メートルです。譲受人は吉井の方、譲渡人は西宮市の方です。所有権を売買によって移転される予定です。申請日が8月21日、許可日が9月3日となっています。

3番、大久保の土地1筆、面積が79平方メートルです。譲受人は大久保の方、譲渡人は岐阜県各務原市の方です。所有権を売買によって移転される予定です。申請日が8月21日、許可日が9月3日となっています。

4番、関宮の土地1筆、尾崎の土地1筆、合計面積が2,444平方メートルです。譲受人は奥米地の方、譲渡人は福岡県柳川市の方です。使用貸借権を設定しています。申請日が8月27日、許可日が9月1日となっています。以上です。

議長： 事務局の説明が終わりました。  
この件について質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

議長： 質疑なしと認め、この件の報告は終わります。  
続きまして、報告③、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局より説明を求めます。

事務局： 報告③、農地法第3条の3第1項の規定による届出についてです。

1番、大屋町中の土地13筆、合計面積が4,866平方メートルです。申請人は大屋町中の方です。取得した日が令和7年3月12日、相続により所有権を取得されています。被相続人は記載の方となっております。

2番、八鹿町浅間の土地14筆、合計面積が5,552平方メートルです。申請人

は京都府長岡京市の方です。取得した日が令和7年7月31日、相続により所有権を取得されています。被相続人は記載の方となっております。

3番、森の土地1筆、面積が249平方メートルです。申請人は大阪府高槻市の方です。取得した日が令和6年12月19日、相続により所有権を取得されています。被相続人は記載の方となっております。

4番、大屋町笠谷の土地1筆、大屋町大杉の土地2筆、合計面積が3,923平方メートルです。申請人は大屋町大杉の方です。取得した日が令和3年11月15日、相続により所有権を取得されています。被相続人は記載の方となっております。

5番、堀畑の土地2筆、合計面積は1,009平方メートルです。申請人は堀畑の方です。取得した日が令和6年11月9日、相続により所有権を取得されています。被相続人は記載の方となっております。

以上の相続した土地ですが、こちらでお調べしたところ、相続したあとも山林等を除いて耕作者が存在している状況でした。以上です。

議長： 事務局の説明が終わりました。  
この件について質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

議長： 質疑なし認め、この件の報告は終わります。  
続きまして、報告④、農地利用最適化推進委員審査委員会審査結果について、事務局より説明を求めます。

事務局： 報告の④のほう、46、47ページを御覧いただきたいと思います。8月の委員会のときに、農地利用最適化推進委員の応募者、推薦者に関する審査会を開催するというところで、ここにありますように、令和7年8月29日に開催した標記審査委員会審査の結果、下記の推薦及び応募者を農地利用最適化推進適格者として認定しましたので報告しますということで、委員につきましては、副委員長の秋山委員、それから藤原義幸委員、それから木下委員、それから西谷委員、それから前川委員ということで、委員5名で審査会を開催させていただきました。申込み応募者が12名、それから地域名、各それぞれ八鹿の1、2、3、養父1、2、3、大屋1、2、3、関宮1、2、3の地域それぞれ1名ずつの応募者、推薦者でございましたので、審査の結果、この12人全員を適格者として認定するというところで審査委員会決定しましたので、本日の総会におきまして御報告をさせていただきます。なお、この後の流れにつきましても、法令上、農地利用最適化推進委員の就任の決定は、新たな農業委員会委員の一番最初の、初回の総会の会議での議決をもって決定ということになりますので、

後ほど全体協議でも出てまいります。11月4日に新しい任期の農業委員の初回招集を予定しておりますので、そこで議決をして、正式決定となるということでございます。また、その決定した後の農業委員会からの委嘱につきましては、11月7日を予定しております。以上でございます。

議長：事務局の説明が終わりました。  
この件について質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

議長：質疑なし認め、この件の報告は終わります。  
以上で第36回農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。

養父市農業委員会会議規則第16条第2号の規定により、ここに署名する。

議長 山根達夫

署名委員 坂本光

署名委員 前川尊